

平成24年度行政事業レビューシート

(国土交通省)

| | | | | | | | | | | |
|---------------------------------------|---------------------------|---|------------|--|--|---------------------|----------------------|----------------------|---------------|----|
| 事業名 | | 住宅金融支援機構 | 担当部局庁 | 住宅局 | 作成責任者 | | | | | |
| 事業開始・終了(予定)年度 | | H19～ | 担当課室 | 総務課民間事業支援調整室 | 室長 松本 貴久 | | | | | |
| 会計区分 | | 一般会計 | 施策名 | 1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る 2 住宅の取得・賃貸・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する | | | | | | |
| 根拠法令 (具体的な条項も記載) | | 独立行政法人住宅金融支援機構法 第13条第1項第1号、第2号、第3号 附則第7条第1項第1号及び住宅融資保険法 | 関係する計画、通知等 | 既往債権管理業務円滑化対策交付金及び補給金交付要綱、証券化支援業務補助金交付要綱 | | | | | | |
| 事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内) | | ①出資金・補助金 証券化支援事業や住宅融資保険事業等について、貸し倒れ率の急増などの異常リスクへの備えやローン金利・保険料率の引下げのために措置するもの。(ローン金利・保険料率の引下げのための費用は、H22年度予算から補助金で措置。) ②補給金・交付金 既往債権管理勘定(旧住宅金融公庫時代に貸し付けた住宅ローンを管理)において、借り入れた財政融資資金の借入金利と貸し付けた住宅ローンの貸付金利息に係る毎年度の金利収支差等、貸付金償却及び保険料返還に係る費用を補填するもの。 | | | | | | | | |
| 事業概要 (5行程度以内。別添可) | | ①出資金・補助金 ・証券化支援事業(証券化の枠組みの活用により、民間金融機関による長期・固定金利の住宅ローン(フラット35)の供給を支援)については、H23年12月融資実行分より、東日本大震災の被災地以外について、フラット35S(省エネ)の当初5年間の金利引下げ幅を拡大(△0.3%→△0.7%)。(ローン金利の引下げのための費用は、H22年度予算から補助金で措置) ・住宅融資保険事業(民間の住宅ローンについて、機構が貸倒れによる損失を補填する保険を引き受けることにより同資金の融通を円滑化)については、H22年度において、保険料率の引下げを行った。なお、H23年度末をもって終了している。(保険料率の引下げのための費用は、H22年度予算から補助金で措置。) ②補給金・交付金 ・旧住宅金融公庫時代に貸し付けた住宅ローンについて、顧客からの返済の管理等を行う。なお、H23年度末をもって終了している。 | | | | | | | | |
| 実施方法 | | <input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input checked="" type="checkbox"/> その他 | | | | | | | | |
| 予算額・執行額 (単位:百万円) | | | | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度要求 | | |
| | | 予算 の 状 況 | 当初予算 | 224,000 | 131,269 | 100,734 | 60,712 | 47,317 | | |
| | | | 補正予算 | 403,000 | 0 | 0 | | | | |
| | | | 繰越し等 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| | | | 計 | 627,000 | 131,269 | 100,734 | 60,712 | 47,317 | | |
| | | 執行額 | 627,000 | 129,521 | 99,233 | | | | | |
| 執行率(%) | 100.00% | 98.67% | 98.51% | | | | | | | |
| 成果目標及び 成果実績 (アウトカム) | | 成果指標 | | 単位 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 目標値 (32年度) | |
| | | 住宅の利活用期間(滅失住宅の平均築後年数) | | 成果実績 | 年 | 27 | — | — | — | 40 |
| | | | | 達成度 | % | 67.5% | — | — | — | |
| 活動指標及び 活動実績 (アウトプット) | | 活動指標 | | 単位 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度活動見込 | | |
| | | フラット35買取・付保実績 | | 活動実績 (当初見込み) | 件 億円 | 52,080件 10,304億円 | 114,798件 28,204億円 | 110,650件 27,985億円 | — | |
| | | 住宅融資保険付保実績 | | 件 億円 | 21,659件 4,468億円 | 38,601件 6,374億円 | 31,422件 4,799億円 | — | | |
| | | 貸付金残高(既往債権管理勘定) | | 億円 | 283,175億円 | 236,456億円 | 197,020億円 | — | | |
| 単位当たり コスト | | 3.0万円 (融資額1,000万円、融資金利(引下げ前) 2.01%、返済期間30年間、元利均等返済、毎月 払いの場合) | | 算出根拠 | ・フラット35の融資金利について、当初10年間0.3%引き下げ実施に係る初年度分経費 | | | | | |
| 平成 24 ・ 25 年度 予算 内訳 | 費目 | | 24年度当初予算 | 25年度要求 | 主な増減理由 | | | | | |
| | 項:住宅対策諸費 | | | | | | | | | |
| | 事項:住宅対策諸費に 必要な経費 | | | | | | | | | |
| | 目:独立行政法人 住宅金融支援機構出資金 | | 50,403 | 30,149 | | | | | | |
| | 項:住宅市場整備推進費 | | | | | | | | | |
| | 事項:住宅市場の環境整備の 推進に必要な経費 | | | | | | | | | |
| | 目:証券化支援業務補助金 | | 10,309 | 17,168 | | | | | | |
| 計 | | 60,712 | 47,317 | | | | | | | |

| 事業所管部局による点検 | | | |
|--|--|--|--|
| | 評価 | 項目 | 評価に関する説明 |
| 目的・予算の状況 | ○ | 広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。 | 省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性及び耐久性・可変性に優れた住宅について金利引下げを行う優良住宅取得支援制度(【フラット35】S)を通じて、住宅の質向上を推進、地球温暖化防止や環境問題に貢献する、優先度の高い事業である。 |
| | — | 国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。 | |
| | — | 不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。 | |
| 資金の流れ、費目・使途 | — | 支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。 | 本事業実施にあたっては必要経費を厳密に管理し、余剰部分については要綱に基づいて適切に返納する。 |
| | — | 単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。 | |
| | — | 受益者との負担関係は妥当であるか。 | |
| | — | 資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。 | |
| | ○ | 費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。 | |
| 活動実績、成果実績 | ○ | 他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。 | 【フラット35】Sの金利を引下げることにより、省エネルギー性等に優れた住宅の取得について支援するものであり、住宅の質向上の推進、地球温暖化防止や環境問題への貢献を進める上で、効果的である。 |
| | ○ | 適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。 | |
| | — | 活動実績は見込みに見合ったものであるか。 | |
| | — | 類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名 | |
| | — | 整備された施設や成果物は十分に活用されているか。 | |
| 点検結果 | <p>【平成22年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 出資金については、「平成21年度第1次補正予算の執行の見直しについて」(平成21年10月16日閣議決定)に基づき、平成21年度第1次補正予算において措置された出資金4,030億円のうち、今後見込まれる事業量に必要な出資金を確保した上で、それ以外の活用が見込まれない出資金2,300億円について、平成22年度に国庫に返納した。 <p>【平成23年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)等に基づき、不要となる政府出資金(証券化支援事業:519億円)について、平成23年度に国庫に返納した。 補給金については、独立行政法人第一期中期目標期間の最終年度(平成23年度)までに所要額を措置し、廃止した。 交付金の交付期間は、平成23年度までとされている(独立行政法人住宅金融支援機構法附則第9条)。 <p>【前回までの指摘を踏まえた執行上の改善点】</p> <ul style="list-style-type: none"> H22年度当初予算より所要額を出資金の運用益で賄う方式から毎年度補助金として措置する方式へ改めた。 <p>【平成24年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)等に基づき、不要となる政府出資金(住宅融資保険事業:234億円、住宅資金貸付事業(まちづくり融資):7億円)等を国庫納付することとしている。 | | |
| 予算監視・効率化チームの所見 | | | |
| 一部改善 | 平成22年度予算から所要額を毎年度補助金で措置する方式へ改めた上で、毎年度不要な政府出資金等を国庫納付してきているが、引き続き、過去に措置された出資金で国庫納付できる出資金はないか、見直すべきである。 | | |
| 上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等) | | | |
| 執行等改善 | 平成22年度予算から所要額を毎年度補助金で措置する方式へ改め、毎年度不要な政府出資金等を国庫納付してきており、引き続き、過去に措置された出資金で国庫納付等できる出資金はないか検証を行う。 | | |
| 補記(過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載) | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業仕分け(別紙①) ・事務・事業見直しの閣議決定(別紙②) | | | |
| 関連する過去のレビューシートの事業番号 | | | |
| 平成22年行政事業レビュー | 245 | 平成23年行政事業レビュー | 0222 |

国土交通省

〔住宅金融支援機構が行う事業に要する資金を交付〕



【出資金・補助金・補給金・交付金】

A. (独)住宅金融支援機構

99,233.4百万円

〔証券化支援事業等の実施〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているか
について補足
する) (単
位: 百万円)

| A. | | | E. | | |
|-----|--|--------------|----|-----|--------------|
| 費目 | 使 途 | 金 額 (百万円) | 費目 | 使 途 | 金 額 (百万円) |
| 出資金 | 証券化支援事業等における異常リスク対応経費 | 10,908 | | | |
| 補助金 | 証券化支援事業における金利の引下げ経費 | 1,000.4 | | | |
| 補給金 | 旧住宅金融公庫時代に貸し付けた住宅ローンに係る貸付金償却及び保証料返還に伴う経費 | 79,000 | | | |
| 交付金 | 補給金の繰延措置(特別損失分)の補填 | 8,325 | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 計 | | 99,233.4 | 計 | | 0 |
| B. | | | F. | | |
| 費目 | 使 途 | 金 額 (百万円) | 費目 | 使 途 | 金 額 (百万円) |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 計 | | 0 | 計 | | 0 |
| C. | | | G. | | |
| 費目 | 使 途 | 金 額 (百万円) | 費目 | 使 途 | 金 額 (百万円) |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 計 | | 0 | 計 | | 0 |
| D. | | | H. | | |
| 費目 | 使 途 | 金 額 (百万円) | 費目 | 使 途 | 金 額 (百万円) |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 計 | | 0 | 計 | | 0 |

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごと
 に最大の金額が支出され
 ている者について記載す
 る。費目と使途の双方で
 実情が分かるように記
 載)

支出先上位10者リスト

A.

| | 支出先 | 業務概要 | 支出額 (百万円) | 入札者数 | 落札率 |
|----|-------------|----------------------------|--------------|------|-----|
| 1 | (独)住宅金融支援機構 | 証券化支援業務、住宅融資保険業務、住宅資金融通業務等 | 99,233.4 | - | - |
| 2 | | | | | |
| 3 | | | | | |
| 4 | | | | | |
| 5 | | | | | |
| 6 | | | | | |
| 7 | | | | | |
| 8 | | | | | |
| 9 | | | | | |
| 10 | | | | | |

B.

| | 支出先 | 業務概要 | 支出額 (百万円) | 入札者数 | 落札率 |
|----|-----|------|--------------|------|-----|
| 1 | | | | | |
| 2 | | | | | |
| 3 | | | | | |
| 4 | | | | | |
| 5 | | | | | |
| 6 | | | | | |
| 7 | | | | | |
| 8 | | | | | |
| 9 | | | | | |
| 10 | | | | | |

| 【事業仕分け】 | 事業番号・事業名 | WGの評価結果 | とりまとめコメント |
|---------|---|------------------------|---|
| 第1弾 | 1-26 (独)住宅金融支援機構の事業 | 見直しを行う(所要額を措置する方式に改める) | 所要額を措置するにあたり、負担額が明確に見える形が望ましいとの意見が多かった。返済困難者への対策等は過不足なく行うべきものの、その具体的なあり方として当ワーキングとしては、見直しを行い、所要額を措置する方式に改めるということとしたい。 |
| 第2弾 | 5-(1) 住宅資金貸付業務 (まちづくり関連) 5-(2) 住宅資金貸付業務 (賃貸住宅関連) | 事業の廃止 | 住宅資金貸付業務については、事業の廃止としたものが5名、民間の判断に任せるとしたものが3名、当該法人が実施するものの事業規模を縮小すべきとしたものが4名であった。多くの評価者から指摘があったとあり、例えば高齢者向け、子育て向けという政策目的そのものを否定する意見はなかったが、この施策が必ずしも合致していないのではないかと、地方公共団体や他省庁との連携も含めその仕組みを見直すべきではないかと、まず民間に任せようという考え、それでも足らざる部分についての負担はあり得るかもしれないというコメントがあった。 評決結果が分かれたところであるが、全体としては、この事業を廃止して民間の判断に委ねる方向にしたいと、そして、例えば、政策目的に関する部分については、融資によらない手法も含め他の手法によることも検討していただきたいということで、当WGの評決結果としては事業の廃止を結論とする。 |
| | 5-(3) 住宅融資保険業務 | 事業の廃止 | 住宅融資保険業務については、事業の廃止としたものが9名、民間の判断に任せるとしたものが1名、当該法人が実施するものの事業規模を縮小すべきとしたものが2名であった。 様々な意見があったが、そもそも事業規模も大変小さいこともあり、段階的に縮小して廃止していくべきではないかと、どうしても民間ではできない部分については別の方法で考えていった方がいいのではないかと、むしろ民業圧迫というのが現状ではないかと、というのが多くの評価者の認識であったかと思う。 従って、住宅融資保険業務についても、当WGの評決結果としては事業の廃止を結論とする。 |
| | 6 証券化支援業務 | 不要資産の国庫返納 | 将来的には民間でも出来るのではないかと、ということは巷間言われているところだが、一方で、今回、証券化支援業務そのものについての否定的な意見というのはあまりなかったと思うので、これはやっていただく必要がある。 一方で、多くの方に指摘をいただいたのが不要資産の国庫返納、これは、フラット35は活用されていないとか、あまり必要性がないという議論ではなく、必要であるものの、出資金額が若干過剰に積まれているのではないかと問題意識による指摘だと思ふ。 事業規模の縮減や現状維持ということについては、書き方の部分もあるが、フラット35そのものを減らすというよりも、おそらく積まれている部分について国庫に返していただく、出資金額を減らしていただくということであろうかと思う。 従って、このWGとしては、不要資産について国庫返納していただく、ということ結論とする。 |

独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定) ～抜粋～

【事務・事業の見直し】

| 事務・事業 | 講ずべき措置 | 実施時期 | 具体的内容 |
|------------|---------------------|----------|--|
| 証券化支援事業 | ALMリスク対応出資金の国庫返納 | 23年度中に実施 | 平成19年度から平成21年度に国から出資されたALMリスク対応出資金480億円のうち、事業量の推移及びMBSの超過担保率(フラット35を安定的に供給するための超過担保額のMBS発行額に対する比率)等を踏まえ、必要最低額を残し、国庫納付する。 |
| | 金利変動準備基金の国庫返納 | 23年度中に実施 | 金利変動準備基金450億円についても、フラット35の事業量の推移等を踏まえ、必要最低額を残し、国庫納付する。 |
| 住宅融資保険事業 | 廃止 | 24年度から実施 | 平成21年4月の「経済危機対策」により平成23年度まで保険料率引下げ(平成21年12月の「緊急経済対策」において、平成22年12月まで引下率上乘せ)が行われているところであり、経済対策終了後に、現行の事業は廃止し、不要となる政府出資金は国庫納付する。ただし、証券化支援事業と連動して実施する必要のある事業等(フラット35に係るつなぎ融資・パッケージ融資等に対する付保)に限り、民間による代替が可能となるまでの措置として行う。 |
| | 高齢者向け住宅に係る新たな仕組みの構築 | 23年度から実施 | 高齢者向け住宅(医療や介護と連携した「高齢者支援サービス付き住宅」(仮称))について、他省庁との連携も含めその仕組みを見直すこととし、これについて新たな法制化措置が採られる場合には、スクラップ・アンド・ビルドを徹底した上で、これに関連する融資保険を実施する。 |
| 住宅資金貸付事業 | 賃貸住宅融資の廃止 | 23年度から実施 | 現行の賃貸住宅融資について、平成23年度に廃止する。ただし、証券化支援事業において特に取得促進を行っている省エネ性能の高い住宅の供給に関連する融資事業に限り、民間による代替が可能となるまでの措置として行う。 |
| | 高齢者向け住宅に係る新たな仕組みの構築 | 23年度から実施 | 高齢者向け住宅(医療や介護と連携した「高齢者支援サービス付き住宅」(仮称))について、他省庁との連携も含めその仕組みを見直すこととし、これについて新たな法制化措置が採られる場合には、スクラップ・アンド・ビルドを徹底した上で、これに関連する融資を実施する。 |
| | まちづくり融資の廃止 | 24年度から実施 | まちづくり融資について、平成21年4月の「経済危機対策」による平成23年度末までの融資条件緩和措置が終了後に、現行の事業は廃止し、不要となる政府出資金は国庫納付する。ただし、権利調整が難しく、事業が長期化するマンション建替え事業等について中小事業者が実施するものに限り、民間による代替が可能となるまでの措置として行う。 |
| 既往債権管理業務 | - | - | - |
| 団体信用生命保険事業 | - | - | - |
| 住情報提供事業 | 廃止 | 23年度から実施 | 事業を廃止し、民間にゆだねる(当該事業には、証券化支援事業等の各事業の実施に係る情報提供は含まない。) |

【資産・運営等の見直し】

| | 講ずべき措置 | 実施時期 | 具体的内容 |
|-----------|-----------------------|----------|--|
| 不要資産の国庫返納 | ALMリスク対応出資金 | 23年度中に実施 | 平成19年度から平成21年度に国から出資されたALMリスク対応出資金480億円のうち、事業量の推移及びMBSの超過担保率(フラット35を安定的に供給するための超過担保額のMBS発行額に対する比率)等を踏まえ、必要最低額を残し、国庫納付する。 |
| | 金利変動準備基金 | 23年度中に実施 | 金利変動準備基金450億円についても、フラット35の事業量の推移等を踏まえ、必要最低額を残し、国庫納付する。 |
| | 証券化支援事業に係る政府出資金2000億円 | 22年度中に実施 | 平成21年度第1次補正予算の執行の見直しにおいて、平成23年度までの事業量見込みを見直したことにより決定した国庫納付額(2000億円)について、確実に返納する。 |
| 不要資産の国庫返納 | まちづくり融資に係る政府出資金300億円 | 22年度中に実施 | 平成21年度第1次補正予算の執行の見直しにおいて、平成23年度までの事業量見込みを見直したことにより決定した国庫納付額(300億円)について、確実に返納する。 |
| 事務所等の見直し | 見直し計画を早期に策定 | 22年度から実施 | 平成22年度中に、本部、事務所、宿舍、借上事務所等の全資産について、保有及び借上げの妥当性について検証した上で、見直し計画を早期に策定し、事務所、宿舍等の統廃合を検討する。 |
| 職員宿舍等の見直し | 職員宿舍及び公庫総合運動場の処分 | 22年度から実施 | 職員宿舍及び公庫総合運動場について、売却を進める。 |
| 人件費の見直し | ラスパイレス指数の低減 | 22年度から実施 | 職員本俸や管理職手当の見直し等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。 |